

# 紋別市自殺対策計画〔令和2年度～5年度〕（案）に対するパブリックコメント（ご意見・ご提言）募集について

## 1. 計画（案）の概要

平成28年に自殺対策基本法が改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、すべての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができ、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」といえます。

紋別市では、過去5年間（H25～29）で23人が自殺に追い込まれており、「いのち支える紋別市自殺対策計画」を策定し、「生きることの包括的な支援」として市全体で自殺対策に取り組み、「大切ないのちを守るため、気づき、つなぎ、見守りで自殺者をなくす」ことを目指し、令和2年度から令和5年度までの「いのち支える紋別市自殺対策計画」を策定します。

## 2. 募集の趣旨

本計画の策定にあたっては、自殺対策に関し、広く市民の意見等を反映するため、庁内関係部署の様々な意見から策定作業を進めて参りました。

本計画（案）を市民の皆様にご公表し、広くご意見・ご提言を募集いたします。

## 3. 件名

紋別市自殺対策計画（案）

## 4. 募集期間

令和2年3月3日（火）～令和2年3月23日（月）

## 5. 募集対象

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体

エ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

## 6. 資料の入手方法

ア 保健センター、市役所1階（社会福祉課）、渚滑出張所及び上渚滑支所に関係書類を配置します。

閲覧時間は、平日8時45分から17時30分までとなります。

イ 紋別市ホームページにおいても同じ資料を公開します。

ウ 電話等による郵送希望にも対応します。

## 7. 提出方法

別紙、「パブリックコメント（ご意見・ご提言書）様式」に必要事項を記入の上、ご持参、郵送、電子メール、またはFAXのいずれかの方法により提出願います。

### ○ご持参・郵送・FAXの場合

「パブリックコメント（ご意見・ご提言書）様式」をご利用の上、募集期間内必着（最終日の17時30分必着）で、下記提出先までご提出願います。ご持参される場合の受付時間は、平日8時45分～17時30分で、保健センターで受け付けます。

### ○電子メールの場合

件名に「紋別市自殺対策計画（案）に対する意見」と記載の上、電子メールに「パブリックコメント（ご意見・ご提言書）様式」を添付の上、募集期間内必着（最終日の17時30分必着）で、下記提出先のメールアドレスに送信願います。

【郵送】〒094-0005 紋別市幸町6丁目28番1号

紋別市役所保健福祉部健康推進課（保健センター）

【FAX】0158-24-3363

【E-mail】hoken-center@city.mombetsu.lg.jp

【直接持参】紋別市保健センター

## 8. 留意事項

今回募集する、紋別市自殺対策計画（案）に対するパブリックコメントについて、下記の点をあらかじめご了承ください。

（1）受理したご意見・ご提言等については、本計画の検討資料とさせていただきます。

- (2) 電話によるご意見・ご提言等は受付いたしません。
- (3) 受理したご意見・ご提言内容については、市の考え方とあわせ、原則、保健センター（健康推進課）及び市ホームページで公表するものとし、個別の回答はいたしません。
- (4) 住所、氏名等の必要事項の記入がない応募、若しくは個人情報、個人が特定できるような情報、及び誹謗中傷を含む内容についてはご意見・ご提言として受理いたしません。
- (5) 類似するご意見・ご提言等につきましては、まとめて公表させていただきます。
- (6) ご意見・ご提言等の公表の際には、意見内容以外(住所・氏名)は公表いたしません。
- (7) 募集期間を過ぎて提出されたご意見は受付いたしません。

## 9. 問い合わせ先

紋別市保健センター（紋別市健康推進課） 電話 2 4 - 3 3 5 5